

お老~い、したくはできたかい？

みんなで考える「老いじたく」(10)

■悪徳商法のこと■「悪徳商法にひっかかる高齢者が目立つ」というお便りが。被害のニュースを聞いても「自分は騙されない」と思いがちですが…。ファイナンシャルプランナー（資産運用の専門家）からアドバイスをもらいました。

■手口の特徴 売られている商品は？

やはり高価なものが多くです。「催眠商法」では、健康をうたい文句に、最初は無料同然で日用品などを配り、興奮状態にして高額商品を買わせます。

最近では、在宅で稼ごうたい人をターゲットに、「機材などを購入すれば仕事ができる」「楽に稼げる」と誘う悪徳商法が増えています。すぐに元が取れると思つて投資しても、残念ながら回収できません。

モノを売る建前の悪徳商法に対し、詐欺は最初から金銭を巻き上げます。「振り込め詐欺」の被害があつたとを絶ちませんが、家族など身内が「事故を起こした」「使い込んだ」「痴漢をした」など、第三者に相談しにくいストーリーでだます点が特徴です。

■どんな人がひっかかりやすい？

制服を着て訪ねてきたり、名刺を出し「役所の方から来た」「義務付けられている」という言葉で信用してしまうケースがよくあります。しかし、手口を知っていれば「あれ？おかしいな」と気づけます。日々のニュースなどにあまり関心をもっていない人がだまされやすいといえます。

また、タダ同然の原野を買わされた人が、「あの土地が売れる」という電話で再度だまされるなど、いいカモにされることも。だまされやすいタイプであるだけでなく、何とか損を取り返したいという心理につけこまれるのです。

「そんなうまい話があるはずない」と用心している人も、案外だまされます。「今回だけの特別な事情」を説明されると、納得してしまうからです。

■だまされなう「シ」

「あなただけに」「特別に」「おめでとうございます」：知らないところからこんな言葉が来れば、ほぼ悪徳商法です。また、商品を手にするには先に何らかのお金が必要というのも、悪徳商法と疑つてよいでしょう。

とにかくどんな内容であれ、こういう話が来た時には、第三者に相談することが大事。他人が聞くとおかしな点

ほっと介護

100

■だまされた！ その時は

また、だまされたとわかつて、「自分が悪かった」「はずかしい」「いい人だった」などと、泣き寝入りしないこと。泣き寝入りは、世の悪徳商法や詐欺を助長しているのだと考え、勇気をもって対処しましょう。

訪問販売などでは、クーリングオフといつて、期間内に文書を送ることで契約を取り消せる制度があります。

訪問販売では八日以内、マルチ商法では二〇日以内です。これを過ぎても、不適切な行為があれば、取り消せることがありますので、相談しましょう。まわりの人もぜひ協力してください。決して本人を責めないでください。

■おもな相談窓口は

まず、消費者ホットライン（057-01064-370）に電話を。これは全国どこからでもかかります。各都道府県にある「消費生活センター」では、クーリングオフの要件や方法を載せたパンフレットが用意されています。

松山陽子(生活設計FPワーク)

